

令和 7 年 5 月定例農業委員会

議 事 録

小 城 市 農 業 委 員 会

小城市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年5月7日(水) 午後1時30分から午後2時12分

2. 開催場所 庁舎大会議室(A・B)

3. 出席委員

1 番 松 本 康 博	2 番 香 月 英 昭
3 番 中 村 津多子	4 番 西 村 徳 義
5 番 井 手 悦 郎	6 番 高 塚 和 行
7 番 江 頭 和 夫	8 番 釘 本 勝
9 番 大 屋 博 幸	10 番 古 賀 榮 一
11 番 北 島 英 文	12 番 江里口 勇
13 番 秋 丸 政 光	14 番 江里口 泰 信

4. 欠席委員

な し

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 第1号議案 農地法第3条による許可申請について

第2号議案 農地法第5条による許可申請について

第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について

第4号議案 農用地売渡等の希望申出について

第5号議案 農用地の買入協議の要請について

第6号議案 農業振興地域整備計画(農用地利用計画)変更に対する意見について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 副 島 政 隆

副局長兼庶務係長 真 子 祐 輝

7. 会議の概要

事務局	皆さんこんにちは。時間前ですけど、皆さんおそろいでございますので、ただいまから始めさせていただきたいと思います。 本日は、令和7年5月の農業委員会に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。
会 長	まず、開会に当たりまして江里口会長のほうから御挨拶をお願いいたします。 皆さんどうもお疲れさまでございます。 今、周りを見てみますと、麦の生育状況も物すごく良好じゃないかなと思っております。 世の中は米価格高騰で、また、アメリカのトランプ大統領の高関税によりまして、米は足りない上に、ミニマムアクセス米といいますか、無関税の米を77万トンほど日本国内に輸入するような約束事もありますが、その関税に合わせまして、また6万トン増やすとかなんとか言いまして、日本の農業は非常に圧力をかけられるないつも思っております。 また、米の価格は高騰しておりますが、農家の私たちにとっては、資材等も上がっておりますので、適正価格よりもっと高くてもいいんじゃないかなというふうに考えております。 私たち佐賀県下の農業委員会の会長が、そろって今月末に上京して県選出国會議員に自分たちの希望をお話しに行くわけですが、農家の状況を見ますと、今までの政府の停滞、減反政策等も併せまして、非常に厳しい状況の中で農業をしておるというようなことを伝達しに行くわけです。 今、農業を続けていく状況の中で、後継者の方とか、そういう人たちが喜んで農業ができるような状況をつくっていくような体系づくりをやっているのか、いかなのか、自分たちも農業委員をさせていただいている限りは、関税とか地元の農業とか、いろんな形のところに目を向けて頑張っていかなければいけないのかないつも思っております。 そういうことで、夕方は歓送迎会ということで市長もおいでになるそうでございますけど、その中でも市長に要望とかもたくさんしていただいて、この我が小城市の地域が活性化するようにお願いしたいと思います。 今日の農業委員会はたくさん議案がございますので、御協力をよろしく願い申し上げます。
事務局	ありがとうございました。 本日は全員出席で、在任委員の過半数以上の出席がございますので、小城市農業委員会会議規則第7条の規定により、この会議は成立していることを御報告いたします。 それでは、議事に入りますけれども、小城市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は江里口会長のほうをお願いいたします。
議 長	それでは、ただいまから令和7年5月の農業委員会を開会いたします。 早速ですが、議事に入ります。 まず、日程第1. 議事録署名委員の指名についてを議題とします。 本日の会議の議事録署名委員については、議席番号順となっておりますので、私のほうから御指名をさせていただきます。 6番高塚委員、7番江頭委員をお願いいたします。 また、議案に対して質疑がある場合は、必ず挙手して、事務局からマイクを受け

事務局	取ってから発言をお願いいたします。 それでは、日程第2．第1号議案 農地法第3条による許可申請についてを議題とします。 申請番号1について、事務局から議案の説明をお願いします。 議案書1ページを御覧ください。 本日の農地法第3条の許可申請の審議件数は2件でございます。 まず、申請番号1について説明をいたします。 資料のほうは1ページから5ページとなります。 (第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号1について事務局より説明) この案件の場所は大地町集落の南側にある農地でありまして、申請理由は規模拡大でございます。
議 長	以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手)
事務局	全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号2について事務局から議案の説明をお願いします。 申請番号2について説明をいたします。 資料は6ページから12ページとなります。 (第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号2について事務局より説明) この案件の場所は小城町の轡ヶ里公民館から西のほうにある農地でありまして、申請理由は規模拡大でございます。
議 長	説明は以上です。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手)
事務局	全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、第2号議案 農地法第5条による許可申請についてを議題とします。 申請番号1について、事務局から議案の説明をお願いします。 議案書は2ページを御覧ください。 本日の農地法第5条の許可申請の審議件数は2件でございます。 まず、申請番号1について説明いたします。 資料は13ページから19ページまでとなります。 (第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号1について事務局より説明) この案件の場所につきましては三日月町三ヶ島の三日月幼稚園の東側にある農地で、転用目的は住宅29戸の建設を計画されております。 被害防除対策ですが、盛土を行われますが、擁壁を設置されます。雨水については集水して北側水路へ排水、生活雑排水は南側市道にあります公共下水道へ接続をされます。 農地区分と許可基準ですけれども、農地区分は土地改良事業が施工されている第1種農地で、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常

議 長	生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当し、許可し得るものと考えております。
6 番	説明は以上です。 この案件につきましては6番高塚委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告してください。
議 長	農地法第5条申請事前調査事項。 譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は、事務局からの説明のとおりです。 イ、申請目的及び位置の検討について、申請地でなければ転用目的を達成することが困難であり、やむを得ないと判断できる。 ロ、計画面積の検討について、利用計画図などにより適当であると判断します。 ハ、実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実である。 ニ、被害防除施設・用排水の検討について、雨水は北側水路に排水、家庭内排水は下水道に接続する計画であり、周辺農地への影響は少なく適当であると判断できます。 ホ、その他の特記事項について、令和7年4月25日に現地確認済みです。 令和7年5月7日、小城市農業委員、高塚です。 よろしく御審議お願いします。 ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。 申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。
事務局	次に、申請番号2について事務局から議案の説明をお願いします。 申請番号2について説明いたします。 資料は20ページから30ページまでとなります。 (第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号2について事務局より説明) この案件の場所につきましては牛津町練ケ里の国道34号沿いにある農地で、転用目的は、交通の便がよく生活環境がよいため、共同住宅4戸を建築したいとのことで申請をされております。 被害防除対策ですけれども、盛土はされますが、擁壁を設置されます。排水計画ですが、雨水については集水して西側水路へ排水、生活雑排水は合併浄化槽で浄化の上、同じく西側水路へ排水されます。 農地区分と許可基準ですけれども、農地区分はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地で、住宅で、集落に接続して設置されるものに該当し、許可し得ると考えております。
議 長	説明は以上です。 この案件については5番井手委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告してください。
5 番	農地法第5条申請事前調査事項。 1、譲渡人、2、譲受人、3、申請農地、4、転用目的は、ただいま事務局から報告があったとおりでございます。 5、調査事項、イ、申請目的及び位置の検討について、申請地でなければ転用目

議 長	的を達成することが困難であり、やむを得ないと判断できる。転用目的により申請農地を選定した理由は適当であると判断できる。 ロ、計画面積の検討について、利用計画図などにより適当であると判断できる。 ハ、実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実である。 ニ、被害防除施設・用排水の検討について、雨水は西側水路から南側水路へ排水、家庭内排水は合併浄化槽を通じて南側水路へ排水する計画であり、周辺農地への影響は少なく適当であると判断できる。 ホ、その他の特記事項、令和7年4月25日に現地確認済みであります。 令和7年5月7日、小城市農業委員会、農業委員、井手悦郎。 よろしくお願いいたします。 ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。
事務局	次に、第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取についてを議題とします。 事務局から議案の説明をお願いします。 議案書は3ページから6ページまでを御覧ください。 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について説明をいたします。 今月の賃貸借権に係る農用地利用集積等促進計画は、15件、32筆で7万3,590平方メートルとなっております。 詳細につきましては、4ページ、5ページ、6ページの明細を御確認ください。 説明は以上です。
議 長	ただいまの説明に対して、御意見、御質問があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。賃貸借権に係る農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について、異議なしとすることに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、この（案）を消していただきたいと思います。 続いて、所有権移転に係る農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取についてを議題とします。 番号601について、事務局から議案の説明をお願いします。 中村委員は退席をお願いします。 (3番 中村委員 退室)
事務局	議案書は7ページを御覧ください。 所有権移転に係る農用地利用集積等促進計画（案）について説明をいたします。 本日の所有権移転の審議件数は2件でございます。 まず、申請番号601について説明をいたします。 申請番号601、（権利を設定する者、権利の設定を受ける者、権利を設定する

議 長	土地、設定する権利、権利の種類を読み上げる。)
2 番	以上です。 申請番号601につきましては、あっせん委員の2番香月委員からあっせん結果報告をお願いいたします。
議 長	あっせん経過報告。 12月5日、12月農業委員会であっせん委員に指名される。 同じく12月5日、〇〇〇〇の〇〇氏に購入の意思があるか確認を取る。 12月11日、所有者〇〇氏と状況などの確認をする。 12月22日、耕作者と会い、総額〇〇〇万円で買い受けたいとの回答を受ける。 12月26日、所有者に総額〇〇〇万円であっせんが成立したことを伝える。また、今後の日程などの詳細については事務局より連絡がある旨を伝えました。 以上です。よろしくお願いします。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号601について、異議なしとすることに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、計画書(案)のとおり異議なしとして小城市長へ回答いたします。 中村委員は席へ戻ってください。
事務局	(3番 中村委員 入室) 次に、申請番号602について事務局から説明をお願いします。 申請番号602について説明をいたします。 番号602、(権利を設定する者、権利の設定を受ける者、権利を設定する土地、設定する権利、権利の種類を読み上げる。) 説明は以上です。
議 長	申請番号602につきましては、あっせん委員の12番江里口勇委員からあっせん結果報告をお願いいたします。
12番	2月5日にあっせん委員に指名されました。 権利の設定を受ける者、権利を設定する者、土地の所在地は、事務局の説明のとおりでございます。 2月5日の午後5時頃、地元の農業者の〇〇氏と会って、誰が耕作されているかを確認しました。 そして、2月6日、午前8時頃、隣接耕作者の北浦の〇〇氏と会ってから、金額は、こちらの金額で反当〇〇～〇〇万円ぐらいと言っていたら、地権者の〇〇氏と話し合っていたそうで、その半額だったら購入してもいいということで言われたので、その旨、〇〇さんのほうに電話で金額を指示したら、本人さんはそれでいいということで、了解するという一言で言われたので、また、午前8時頃、推進委員の木村氏と会ってその旨を報告しました。 また、2月19日、午前9時頃、推進委員の木村さんと同行して購入者の〇〇氏宅を訪問して、地権者の〇〇さんに電話して、反当〇〇万円で了解してもらったことを耕作者の〇〇氏に報告してもらいました。 総額が全部で〇〇万円でございますので、総額的には〇〇万〇〇〇〇円で、〇〇万円になっています。

議 長	あとは事務局のほうにお任せしております。 以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号602について、異議なしとすることに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、計画書(案)のとおり異議なしとして小城市長へ回答いたします。
事務局	次に、第4号議案 農用地売渡等の希望申出についてを議題とします。 事務局から議案の説明をお願いします。 議案書は8ページになります。 第4号議案 農用地売渡等の希望申出について説明いたします。 本日の審議件数は売渡希望の2件でございます。 まず、申請番号1について説明をいたします。 資料は31ページから39ページです。 申請番号1番、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)
議 長	説明は以上です。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。
事務局	次に、申請番号2について事務局から議案の説明をお願いします。 申請番号2について説明をいたします。 資料は40ページから43ページです。 申請番号2、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)
議 長	説明は以上です。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。
事務局	次に、第5号議案 農用地の買入協議の要請についてを議題とします。 申請番号1について、事務局から議案の説明をお願いします。 農用地の買入協議の要請についてを説明します。 この買入協議の要請とは、農地の所有者から農地を売り渡したいという申出があったときに、農業委員会が農地の集積をするために、農地中間管理機構が一旦買い入れることが必要ですというふうに認めて、農地の所有者と農地中間管理機構で協議を行ってもらうように小城市長のほうに要請を行うものになります。 今回1件ございますので、内容を説明いたします。

議 長

資料は44ページから50ページになります。

(土地の所在、地目、面積、申出人住所氏名、あっせん担当を読み上げる。)
説明は以上です。

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、第6号議案 農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に対する意見についてを議題とします。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

議案書は一番最後のページになります。

第6号議案 小城市農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に対する意見についてを説明いたします。

この計画の変更につきましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則の第3条の2の規定に基づき、小城市長から意見を求められているため審議をしていたくものでございます。

今回は、農用地区域からの除外が9件、編入が6件となっております。

説明につきましては、別とじて配付しています第6号議案資料という分の番号の順に一括して行いたいと思います。

それと、本日机の上に1枚お配りしている意見(案)ということで、そちらのほうも御覧いただきたいと思います。

それでは、順番に説明をさせていただきます。

まず、番号1番につきましては、(土地の所在地番、地目、変更面積を読み上げる。)

変更理由としては、中山間地にある農地ということで、植林をしたいということでございます。

申請農地は、中山間地にある第2種農地で、周辺の他の土地に立地することが困難な場合に該当して、許可し得るものと判断いたしております。

続いて、番号2に移ります。ページを振っていませんすみません。右肩のほうに番号2と書いてありますほうを御覧ください。

(土地の所在地番、地目、変更面積を読み上げる。)

変更の理由としましては、宅地の拡張のためということです。

申請農地につきましては、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ですけれども、許可し得るものと判断いたしております。

続きまして、番号3番をお願いいたします。

(土地の所在地番、地目、変更面積を読み上げる。)

変更理由としましては、分譲住宅を建設したいということでございます。

申請農地につきましては、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ですけれども、許可し得るものと判断をいたしております。

続きまして、番号4番をお願いいたします。

(土地の所在地番、地目、変更面積を読み上げる。)

こちらにつきましてはの変更理由としては、分譲住宅を建設したいということでございます。

こちらの農地につきましても、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ですけれども、許可し得るものと判断をいたしております。

続きまして、番号5番をお願いいたします。

(土地の所在地番、地目、変更面積を読み上げる。)

変更の理由といたしましては、駐車場85台分と簡易倉庫を建築したいということでございます。

こちらの農地につきましても、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ですけれども、許可し得るものと判断をいたしております。

続きまして、番号6番をお願いいたします。

(土地の所在地番、地目、変更面積を読み上げる。)

変更の理由としましては、自宅への進入路の拡幅です。

申請農地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ですけれども、許可し得るものと判断をいたしております。

続きまして、番号7をお願いいたします。

(土地の所在地番、地目、変更面積を読み上げる。)

変更の理由としましては、住宅及び資材置場の設置ということです。

申請農地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ですけれども、許可し得るものと判断をいたしております。

続きまして、番号8番をお願いいたします。

(土地の所在地番、地目、変更面積を読み上げる。)

こちらの変更理由につきましては、事業所の駐車場の拡幅となっております。

申請農地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ですけれども、許可し得るものと判断をいたしております。

続きまして、番号9番、(土地の所在地番、地目、変更面積を読み上げる。)

変更の理由といたしましては、分譲住宅を建設したいということでございます。

申請農地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ですけれども、許可し得るものと判断をいたしております。

次に、番号10番から番号14番まで、こちらにつきましては、営農のため農用地区域への編入の申出がされているものでございます。

続きまして、番号15番につきましては、除外の目的を変更するために一旦農用地区域へ編入されるもので、編入につきましては、番号10番から15番までは全て意見なしとしております。

ただいま説明した案件について、本日お配りした一覧表のとおり意見(案)を小城市長へ回答したいと考えております。

説明は以上でございます。

ただいまの説明に対して、まず、番号4番について個別に質疑と採決を行います。

古賀委員は退席をお願いします。

(10番 古賀委員 退室)

それでは、皆さん方の中から質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。第6号議案、番号4について原案のとおり回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、原案のとおり回答することに決定しました。

議 長

事務局	古賀委員は席に戻ってください。 (10番 古賀委員 入室) 第6号議案、番号1から番号3及び番号5から番号15について、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。第6号議案、番号1から番号3及び番号5から番号15について、原案のとおり回答することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (挙手) 全員賛成ですので、原案のとおり回答することに決定しました。 それでは、ほかに皆さん方の中から何かございましたらよろしくお願い申し上げます。 (なし) ないようですので、次回日程等の連絡について事務局からお願いします。 次回の日程ですけれども、まず、今月の農地転用の現地調査が5月26日月曜日、午後1時30分から2-6会議室になります。 それから、6月の定例農業委員会は、6月5日木曜日、午後1時30分からこちらの大会議室となります。 以上です。 それでは、以上をもちまして5月の農業委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。
議長	

本議事録が正当であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議長

署名委員

署名委員